

「熊谷市景観計画案」に関する
意見公募手続き（パブリックコメント）

意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成20年12月1日（月）から12月26日（金）

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 2名

意見等件数 5件

3 意見の内容と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P17 IV-2-(2) 景観誘導地区	<p>私が居住と業務をおこない、かつ地権者でもある地区が熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区となっている。</p> <p>市全体、市民全体の利益はもちろん大事であるが、景観計画、都市計画の具体化案によっては生活権、営業権、財産権の侵害が生じることもある。</p> <p>こうした事が生じぬよう、憲法に基づいている原則といわれる「必要最小限度規制原則」を根底にすえられて計画をすすめてほしい。</p>	<p>本計画では、熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区を良好な景観形成を先導的に取組む地区として位置付けているものであり、届出については、一般地区よりも小さいものから届出をいただくこととなります。</p> <p>しかし、景観形成基準については、一般地区と同様とし最小限の規制としております。</p> <p>なお、届出の対象とならない一般住宅等の小規模なものについては、可能な範囲で良好な景観形成について自主的に配慮頂くこととなります。</p>
P19、22 IV-3 建築物の建築、工作物の建設の届出対象行為	<p>景観に配慮し設計しているが、構造的に不可能な事もあることから、工業専用地域内としての行為については、適用除外となる様、配慮願う。</p>	<p>工業専用地域内についても、一定規模を超える建築物の建築、工作物の建設については届出をいただき、構造上可能な範囲で、景観形成基準への適合に努めて頂きたいと考えます。</p>

<p>P19 IV-3 建築物の建築、工作物の建設の届出対象行為</p>	<p>既設改造工事など実施する事も多く、新設工事と同等な対応は実際不可能であることから、仮に「工業専用地域内」で適応されるならば、既設への影響の無い様、配慮願う。</p>	<p>既存の建築物については、適用除外となります。</p> <p>ただし、既存の建築物・工作物の増築・改築等が届出の対象となる行為については届出をいただき、構造上可能な範囲で、景観形成基準への適合に努めて頂きたいと考えます。</p>
<p>P22 IV-3 建築物の建築、工作物の建設の届出対象行為</p>	<p>既設設備には15mを超える構造物も多く、その上に付帯設備を設置している。その数も多く対応は不可能であることから、既設設備については本件「熊谷市景観計画」の適用除外となる様、配慮願う。</p>	<p>既に述べたとおり、既存の工作物については、適用除外となります。</p>
<p>全体</p>	<p>原案をほとんど決定した上で単なる形式的な公聴会の開催でおわりにするのではなく、具体化案の審議の場への当該地区民代表の参加が必要と考えます。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、本パブリックコメントのほか、アンケート、ヒアリング、市民の方を含む策定委員会等を行い、市民の方々のご意見を伺うよう配慮して参りました。</p> <p>また、今後地区ごとの詳細の規制等については、地区の方々が主体となって検討頂き、それらについて合意が図れた場合、景観協働育成地区の制度を活用して頂くこととなります。</p>